

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表広島県広島中央警察署の項中「（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）」を削り、同表広島県広島東警察署の項を次のように改める。

広島県 広島東 警察署	広島市 東区二 葉の里 三丁目	広島市東区 安芸郡府中町
-------------------	--------------------------	-----------------

別表広島県広島南警察署の項中「（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）」を削り、同表広島県呉警察署の項中「及び広島県音戸警察署」を削り、同表広島県音戸警察署の項を削り、同表広島県尾道警察署の項中「及び広島県因島警察署」を削り、同表広島県因島警察署の項を削り、同表の備考二中「平成二十八年一月十八日」を「平成二十九年十一月一日」に改める。

附 則

この条例中別表広島県呉警察署の項、広島県音戸警察署の項、広島県尾道警察署の項及び広島県因島警察署の項並びに同表の備考二の改正規定は平成三十年四月一日から、同表広島県広島中央警察署の項、広島県広島東警察署の項及び広島県広島南警察署の項の改正規定は同年九月一日から施行する。